

## 養育費請求調停の申立てについて

### 1 はじめに

子どもを扶養する義務は両親にありますので、両親が離婚した場合であっても、双方がその経済力に応じて子どもの養育費を分担することになります。

養育費について話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、子を監護している親から他方の親に対して、家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、養育費の支払を求めることができます。調停手続を利用する場合には、子の監護に関する処分（養育費請求）調停事件として申し立てます（離婚調停の申立てに伴って離婚後の養育費について話し合いたい場合は、夫婦関係等調整調停（離婚）を利用してください。夫婦が別居中に、子どもの養育費を含む夫婦の生活費の支払について話し合いたい場合は、婚姻費用の分担調停を利用してください。）。

また、一度決まった養育費であってもその後に事情の変更があった場合（再婚した場合や子どもが進学した場合など）には養育費の額の変更を求める調停や審判を申し立てることができます。

調停手続では、養育費がどのくらいかかっているのか、申立人及び相手方の収入がどのくらいあるかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指した話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

### 2 申立てに当たって必要なもの

- (1) 家事調停・審判申立書（子の監護に関する処分（養育費請求）（裁判所提出分と相手方送付分（コピー））
- (2) 事情説明書
- (3) 連絡メモ ※(1)～(3)は必要事項を記入したもの
- (4) 資料非開示の申出書（上記(3)の中で、相手方に開示されたくない部分がある場合）
- (5) 申立人の収入に関する資料（源泉徴収票写し、給与明細写し、確定申告書写し等）
- (6) 対象となる子の戸籍謄本（全部事項証明書）（原則として、発行日から3か月以内のもの）
- (7) 収入印紙 対象となる子1人につき1200円分
- (8) 郵便切手 合計1130円分（内訳：140円×1枚、84円×5枚、50円×5枚、20円×10枚、10円×10枚、1円×20枚）

※ 審理のために必要な場合は、追加書類等の提出をお願いすることがあります。

### 3 申立書の記入の仕方について

この説明書及び記入例を参考にしてください。

### 4 申立人と相手方について

両親のうち調停の申立てをする方が申立人となり、他の一方が相手方となります。

### 5 申立書等の提出先について

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

### 6 申立て後の手続について

調停の申立てがあると、調停委員会が、両親双方から事情や意見を十分に聴き、双方が納得のいく適切な解決ができるように話し合いを進めます。また、必要に応じて、調停が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。

家庭裁判所から調停期日等の呼出しがあったときには、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

### 7 問い合わせ先

〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所 家事受付係 電話06-6943-5745